

令和7年5月13日
北 秋 田 市

懲戒処分の公表

北秋田市は、下記のとおり懲戒処分を行ったので公表します。

被処分者	財務部 副主幹級（53歳） 男性
処分内容	懲戒処分 減給10分の1 1か月
処分日	令和7年5月13日
処分理由	<p>令和7年4月18日夜、市内飲食店において酒に酔った状態で同僚職員と会話中、名前を間違えられたことに腹を立て左肩付近を殴打した。被害職員に怪我はなかったものの、殴打したことは暴力行為であり、市職員としての自覚を欠くものである。</p> <p>このことは、全体の奉仕者としてふさわしくない非違行為であり、地方公務員法第29条第1項第3号及び北秋田市職員の懲戒処分の基準等に関する規程により当該処分に付したものである。</p>
市長コメント	<p>市職員がこのような不祥事を起こしたことは、誠に遺憾であり、市民の皆様へ深くお詫び申し上げます。</p> <p>この事態を重く受け止め、より一層綱紀肅正を徹底して職員の意識改革を図り、市民の皆様の信頼回復に努めてまいります。</p>